

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年11月29日

山形市監査委員 玉 田 芳 和  
 同 村 山 秀 幸  
 同 斎 藤 武 弘  
 同 斉 藤 栄 治

### 1 財政援助団体等監査

#### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
社会福祉法人山形市社会福祉協議会	福祉推進部 生活福祉課	山形市社会福祉協議会運営費補助金 63,142,000円	平成29年10月2日から平成29年11月27日まで
	福祉推進部 長寿支援課	山形市地域福祉活動推進事業費補助金 4,866,000円	
	子育て推進部 こども保育課	山形市地域福祉活動活性化事業費補助金 8,881,000円	
		小地域福祉ネットワーク事業推進費補助金 9,865,000円	
		山形市総合福祉センター指定管理料 120,032,000円	
		老人福祉センター運営費補助金(鈴川ことぶき荘) 32,931,000円	
		山形市漆山デイサービスセンター指定管理料(利用料金制) 0円	
		山形市老人福祉センター(漆山やすらぎ荘)指定管理料 22,902,000円	

		山形市老人福祉センター（黒沢 いこい荘）指定管理料 27,330,000円 山形市一時預かり事業費等補助 金 14,961,741円	
株式会社ジョイン セレモニー	市民生活部 健康課	山形市斎場等指定管理料 78,948,000円	平成29年10月16 日から平成29年11 月27日まで

(2) 監査の範囲

平成28年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部  
課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査  
するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記1のとおり

## 財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
社会福祉法人山形市社会福祉協議会  福祉推進部生活福祉課、長寿支援課 子育て推進部こども保育課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 指定管理業務において、次のようなものがあった。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会）</p> <p>(1) 総合福祉センターの指定管理料で購入した備品の登録と不用になった備品の廃棄について、市への報告を行っていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電位治療器（椅子）</li> <li>・ 業務用コーヒーマーカー</li> </ul> <p>(2) 漆山デイサービスセンターの管理運営業務仕様書に記載された機械設備保守点検業務のうち、浴室シャワー分解清掃が実施されていない。</p> <p>(3) 総合福祉センターの利用料金の額について、指定管理者として3期目の指定を受けるにあたり、あらかじめ市長の承認を受けていない。</p> <p>2 会計経理事務において、次のようなものがあった。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会）</p> <p>(1) 総合福祉センター及び老人福祉センター黒沢いこい荘の委託料の支払額が、契約書に定める金額と異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合福祉センター除雪業務</li> <li>・ 総合福祉センター浴室受付業務</li> <li>・ 老人福祉センター黒沢いこい荘浴室清掃業務</li> </ul> <p>(2) 老人福祉センター鈴川ことぶき荘の嘱託職員時間外勤務手当について、集計誤りにより、多く支給しているもの</p> <p>意見</p> <p>1 契約事務について、事務手続の基準を明確にし、統一的で適正な事務手続を行われたい。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会）</p>
株式会社ジョインセレモニー  市民生活部健康課	<p>指摘する事項はなかった。</p>